

事 務 連 絡  
平成 26 年 4 月 10 日

各都道府県介護保険主管部（局）御中

厚生労働省老健局介護保険計画課

平成 26 年 7 月以降における特定入所者介護（予防）サービス費の支給に係る  
負担限度額の認定証の有効期限について

「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律案」（以下「法案」という。）については、本年 2 月 12 日に閣議決定され、同日第 186 回通常国会に提出されたところです。

法案第 5 条による介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）の改正案には、同法に基づく特定入所者介護（予防）サービス費の支給の要件について、資産をしん酌する改正事項が盛り込まれており（法案による改正後の介護保険法第 51 条の 3 第 1 項及び第 61 条の 3 第 1 項）、平成 27 年 8 月 1 日から施行することとされています（法案附則第 1 条第 4 号）。

このため、法案が成立した場合には、現在は毎年 7 月 1 日から翌年 6 月末日までを有効期限としている特定入所者介護（予防）サービス費の支給に係る負担限度額の認定証（以下「認定証」という。）について、平成 27 年以降は、毎年 8 月 1 日から翌年 7 月末日までを有効期限とする予定です。この点、本年 7 月以降の期間に係る認定証に関しては、有効期限を従前どおりの平成 27 年 6 月末日まででなく同年 7 月末日までとすることの必要性について、本年 2 月 25 日に開催された全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議においても一部の保険者から質疑・要望が寄せられていたところです。

については、本年 7 月以降の期間に係る認定証について、有効期限を平成 27 年 7 月末日までの最大 13 ヶ月として取り扱って差し支えない旨、管内保険者等への周知をお願い致します。

なお、仮に法案が成立しない場合でも、本年 7 月以降の期間に係る認定証の有効期限を平成 27 年 7 月末日までとすることは可能であり、法案の成否にかかわらず、こうした取扱いとするための介護保険法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号）の改正を追って行う予定です。

（照会先）

厚生労働省老健局介護保険計画課  
企画法令係 高橋 清水  
TEL : 03-5253-1111 (内 2164)